

令和6年度第1回多良木町議会(6月定例会議)						
招 集 年 月 日	令和6年6月11日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年6月14日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和6年6月14日		午前10時33分	
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	6番	久 保 田 武 治		8番	猪 原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	竹 下 政 孝	
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課	恒 松 つ ぐ み	
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課	執 柄 健 一		福 祉 課		
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企画観光課	永 井 孝 宏		建 設 課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課	多 田 哲 弥		農林整備課	山 下 義 博	
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産業振興課長	魚 住 雅 彦	
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	動産の買入れについて
議案第 2 号	財産の無償貸付について
議案第 3 号	立木処分について
議案第 4 号	令和 6 年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負契約の締結について
議案第 5 号	令和 6 年度林道槻木北線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事請負契約の締結について
議案第 6 号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第 7 号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第 8 号	多良木町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 9 号	多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第10号	上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第11号	多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第12号	多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例を廃止する条例を定めることについて
議案第13号	令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第14号	令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第15号	令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。
これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 1 号」 動産の買入れについて

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 1、議案第 1 号「動産の買入れ」についてを議題といたします。
すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 1 号「動産の買入れ」については原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 2 号」 財産の無償貸付について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 2、議案第 2 号「財産の無償貸付けについて」を議題といたします。
すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
3 番林田議員。

○3 番（林田俊策議員）

まず、この建物の貸付けの条例の確認といたしまして、この建っている土地の、今回、貸付けの相手方が、この目的の部分の文章の中で管理されている土地と書いてありますけども、この管理されている土地ということは、所有者、地権者というふうに解してもよろしゅうございますか。

○議長（宇佐信行議員）

はい。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

お答えいたします。
管理されているということでございまして、所有者の方は別の方でございます。

○議長（宇佐信行議員）

3 番林田議員。

○3 番（林田俊策議員）

それではこの地権者の方は別と言われましたけども、その別の方の名称とそれと管理者たる、根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

答弁打合せのために暫時休憩いたします。

(午前 10 時 03 分休憩)

(午前 10 時 03 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

お答えいたします。

〇〇さんといわれる方が地権者となっております。

あと、何かあったですね。

根拠につきましては、実際、使用されとるといいますか、これあの恐らく、地籍調査ですね、のあたりで分かったものではないかなと思って、認識しておるところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

3 番林田議員。

○3 番（林田俊策議員）

はい。

町の財産をですね、やっぱり無償で貸し出すためにはやっぱり慎重にならざるを得ませんので、ちょっと質問してるところなんですけども、この土地の相続方と管理される方が違ってるといことなんですけども、これをですね、やっぱ 5 年間にした根拠が先方の相手方から現在ののとおり 5 年間の更新を希望されたということでもありますけども、やはり、まだ地権者の方と管理者がこういった形であるならば、1 年ごとの更新が適当だと私は考えておりますけども、その辺のところはですね、どうして 5 年間なのかという根拠が分かりませんので、そのところはもうどういうふうに解したらいいのか、解しているのかを執行部にお尋ねしたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

はい。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

お答えいたします。

財産の貸付けにつきましては、最小、最長 5 年という規定がございまして、その 5 年を適用させておるところでございます。

またこれもご存じだと思いますが、平成 21 年からの今度 3 回目の更新ということで、5 年でお願いするところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

その他によりますか。はい。もう 3 回ですね。

はい、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号「財産の無償貸付けについて」は原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 3 号」 立木処分について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3、議案第 3 号「立木処分について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「立木処分について」は原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第4号」 令和6年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第4、議案第4号「令和6年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「令和6年度庁舎防災用非常電源設備整備工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第5号」 令和6年度林道槻木北線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第5、議案第5号「令和6年度林道槻木北線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負契約の締結について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「令和6年度林道槻木北線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第6号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第6、議案第6号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」を議題いたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第7号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第7、議案第7号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」を議題いたします。

すで説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第8号」 多良木町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

る条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 8、議案第 8 号「多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号「多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 9 号」 多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 9、議案第 9 号「多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号「多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は原案のとおり可決されました。

日程第 10 「議案第 10 号」 上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 10、議案第 10 号「上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号「上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」は原案のとおり可決されました。

日程第 11 「議案第 11 号」 多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 11、議案第 11 号「多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号「多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて」は原案のとおり可決されました。

日程第 12 「議案第 12 号」 多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例を廃止する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 12、議案第 12 号「多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例を廃止する条

例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号「多良木町夜間照明施設の管理委託に関する条例を廃止する条例を定めることについて」は原案のとおり可決されました。

日程第 13 「議案第 13 号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 13、議案第 13 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、6 番久保田議員。

○6 番（久保田 武治議員）

3 点伺いたいと思うんですが、まず一つはですね、139 ページになります。

14、国庫支出金、目 4、消防費国庫委託金、節 1、消防費委託金、これ消防団の力向上モデル事業委託金として 5,000,000 円が計上されております。

まずですね、このモデル事業に採択されるための要件・基準、そういったものがあつたのかどうか、あるいは手を挙げれば、要するにモデルとして指定をされたのか、その点について伺います。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、お答えいたします。

まず、消防団の力向上モデル事業の目的をちょっと説明をさせていただきます。

この事業は、社会環境の変化に対応した消防団運営を促進するため、災害現場で役立つ訓練の普及、デジタル技術の活用、少子化に伴う団員の確保等様々な分野の事業を支援し消防団の充実強化につながる事業を推進されているものでございます。こちら国の事業でございまして、令和 6 年度の国の予算につきましては、360,000,000 円が計上されているようでございます。こちらの事業は上限が 500 万円となっております。全額国費となっております。単純に計算しますと、全国で 72 事業を想定されているのではないかと推察しております。

今回は、今回本町は、消防団活動の魅力発信による団員確保事業として事業の提案をしたところでございます。

令和 6 年度に採択があつた事業は、全国で 97 事業、熊本県では 7 事業、人吉球磨では本町と湯前町 2 事業となっております。

本町の事業としましては、LINE アプリによる団員確保に対するデジタル技術の活用を盛り込んだというところから、今回採択された要因だと推察しております。以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6 番久保田議員。

○6 番（久保田 武治議員）

これは要するに単年度事業ということなんですね、その点について。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

お答えいたします。

はい、こちらにつきましては、単年度事業でございまして、来年の来々、令和7年の2月末までに事業を完了する必要があるが、今回 LINE の機能強化を行いますので、次年度以降もその機能を活用してやっていければと考えております、以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6 番久保田議員。

○6 番（久保田 武治議員）

今、単年度事業で果たしてどこまで力がつくのかという点でちょっと疑問に思ってもあるんですが、もう一つですね、500 万円の支出内訳として、歳出の中に、先ほどもちょっとありました LINE アプリ開発委託料に 2,882,000 円、そして消防団用各種備品及びラッパ隊制服 1,217,000 円が計上されていますが、これだと約 400 万円ということですが、残り約 100 万円、これはどのように活用されるのか、あるいは活用方法については一定の制約があるのか、その点も含めてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、お答えいたします。

残りの 100 万円ということですが、こちらにつきましては、当初予算のほうで消防ラッパ隊の制服の購入費ということで、12 着分、961,000 円を一般財源ということで計上をしているところでございます。

今回の事業の採択によりまして、一般財源から国費への財源の組替えを行っておりますので、あわせて 500 万円というところでございます。以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6 番久保田議員。

○6 番（久保田 武治議員）

二つ目に伺います。140 ページになります。

款の 20、諸収入、目 4、雑入、節 1、雑入、この中に多良木町観光協会過年度分返納金として、983,000 円が計上されておりますが、金額として私決して少なくないと思うんですね。

その点で一体どのような事情、理由によるこの返納金なのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

それでは、お答えいたします。

観光協会過年度分返納金が 983,000 円となったことにつきましては、令和 5 年度にイベントを行った際、参加費を徴収し経費を賄ったこと、そしてブルトレのオリジナルグッズを開発する予定でございましたが、その開発費用につきまして、熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金、これは補助対象事業費の 4 分の 3 が県補助としてくる事業であります、これが採択されたことにより、観光協会単独ではなく、町と観光協会、双方でグッズの開発を行いました。

よって、グッズ開発費用に関しては、町からの補助金ではなく、県補助金で賄われたことなどが返納金が生じた主な要因となっております。以上でございます。

○議長（宇佐信行議員）

6 番久保田委員。

○6 番（久保田 武治議員）

三つ目になります。148 ページになります。

款 6、農林水産業費、目 2、林業振興費、節 18、補助金として簡易給水施設事業補助ということで、650,000 円が計上されておりますが、この事業の目的あるいは内容について具体的に伺

いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

本補助金につきましては、下本園地区の簡易水道施設のほうがですね、現在ございますけれども、そちらのほうの水量が現在少なくなってきた安定的に給水することができなくなってきたということでございます。新しい水源を見つけまして、そちらの取水口から今の施設の増水を図る事業として、今回補助金のほうを充てさせていただければと思っております。

受益戸数につきましては6戸、事業費が100万円の65%補助ということで、65万円のほうを計上させていただいております。よろしくお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

6番久保田議員。

ほかには質疑ありませんか。

はい、7番豊永議員。

○7番（豊永好人議員）

竹下住民課長にお伺いしたいと思いますけども、145ページですね、145ページの学園費です。福祉課長か。にお尋ねしますけども、新堀課長か。すいません、新堀課長によろしくお願いします。

実は145ページですね、学園費委託料7,650,000円組んでありますけども、これを7,650,000円の、要するに、令和6年度の、来年の3月31日分までの総括的な委託料の不足分なのか、それか前期分、要するに、8月31日の前期分のなのか、その辺を明確にお尋ねしたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それではお答えいたします。

今回の委託料の補正につきましては、令和6年の4月1日現在で定員に満たなかった分、現在、入所者が17名でございますので、3名の分の上半期分ということで計上させていただいております。

そちらにつきましては、措置費、児童1人当たり、425,000円の3名の6か月分で計上させていただいております。以上でございます。

○議長（宇佐信行議員）

7番、豊永議員。

○7番（豊永好人議員）

あの、福祉課長の前期分ですね、要するに8月31日分までですかね、9月30日、ということは、後期のほうもそういう、そういったこの不足分の可能性もあるというわけですかね。はい。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

指定管理者のほうからですね、そういうご要望があれば補正する可能性はございます。以上でございます。

○議長（宇佐信行議員）

7番、いいですね。はい。

ほかには質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

以上ですね。

はい、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決されました。

日程第 14 「議案第 14 号」 令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 14、議案第 14 号「令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号「令和 6 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決されました。

日程第 15 「議案第 15 号」 令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 15、議案第 15 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午前 10 時 33 分散会)